

専門看護師認定審査・認定更新審査における 盗用に対する処分について

2018年専門看護師審査において、提出された看護実績報告書/実践報告書と他者の看護実績報告書/実践報告書の文字列の一致率が高いことから盗用が疑われ、申請者自身の報告書であることが判断できず、審査不合格となった事案がありました。

■該当者

＜認定審査＞

がん看護分野 2名

＜認定更新審査＞

精神看護分野 1名

■本会の対応について

専門看護師規程第30条に基づき、専門看護師認定委員会および制度委員会、本会の役員会議を経て、本会内に調査会（内部委員4名、外部委員1名で構成）を設置し、審議した結果、3名に対し、戒告処分に相当する嚴重注意を通知しました。

また、同様の事案の発生を防ぐ目的で、本会公式ホームページ及び「資格認定制度 審査・申請システム」にてすべての専門看護師に対し、当事案・本会の対応について公表し、注意勧告することを決定しました。

日本看護協会では、提出されたすべての看護実績報告書/実践報告書について、過去に提出された看護実績報告書および実践報告書と照合し、文字列の一致率を機械的に確認しています。

「認定の手引き」「認定更新の手引き」「再認定の手引き」に明記しているとおり、一致率が一定の割合以上の場合、他者の看護実績報告書/実践報告書からの盗用とみなします。

看護実績報告書/実践報告書は、専門看護師としての自身の責任に基づき申請者が自身の言葉で作成するものであるため、他者の文章の全部または一部の借用は一切認められません。

たとえ、活動事例を自身のものに置き換えたり、一部を自身の言葉に書き換えたりしたとしても、他者の文章を無断で借用することは、不適切な引用であり、不正行為にあたります。自身の思考及び言葉に基づきまとめ上げる努力をしてください。

認定審査・認定更新審査・再認定審査の申請者においては、他者の著作物からの不適切な引用を行わないよう十分留意のうえ、看護実績報告書/実践報告書を作成してください。

あわせて、看護実績報告書/実践報告書を含め、自身の著作物を安易に他者に提供するなど、盗用を招くことのないよう十分に留意してください。